

「滋賀県における環境影響評価制度のあり方」の事務局の考え方

はじめに

法改正に伴い、県条例において制度の整合を図る必要がある。

1 計画段階配慮手続き（戦略的環境アセスメント（SEA））

ア 配慮書手続きの必要性

事業のより早期の段階で環境に配慮した計画を立案する。

イ 検討の実施時期

個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模や、施設の設置、構造の検討段階とする。

ウ 調査、予測および評価の手法

計画熟度の低いこの段階では、原則として設定された複数案毎に既存資料を基に実施することで足り得るものと考えられる。

事業の位置のほか、規模または施設の設置、構造等の様々な要素について複数案が検討できるような柔軟な制度とする。

具体的な手法については、技術指針において整理する。

エ 対象とする事業

計画段階配慮事項を検討する複数案を事業の実施場所に限らず、施設の構造、配置等の様々な要素について設定できるよう柔軟な制度とすることで、条例の対象事業を全て対象とする。

改正法に基づく配慮書手続きを行わないと判断された法の第二種事業についても、条例による配慮書手続きを課す。

オ 手続きの仕組み

配慮書の記載事項、配慮書の送付、意見聴取等については改正法と同様の手続きとする。

カ 配慮書手続きの結果の反映

配慮書についての知事の意見や一般からの意見およびそれらに対する事業者の見解については、実施計画書において明らかにする。

2 実施計画書段階での説明会の開催および及び要約書の作成

実施計画書への理解を一般に深めて頂くため、要約書の作成や説明会の開催を義務づける。

3 アセス図書のインターネット等による公表（手続の電子化）

閲覧するものの負担を軽減するため、アセス図書のインターネットを利用した公表を義務づける。

4 事後調査報告書等の公表等（環境影響評価結果の事業への反映）

法対象事業についても知事が関与できるよう条例における事後調査報告書の手続きを維持する。

5 その他